

構造改革特別区域計画 新旧対照表

変更後	変更前
<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松本市及び塩尻市並びに長野県東筑摩郡山形村及び長野県東筑摩郡朝日村</p>	<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松本市_____並びに長野県東筑摩郡山形村及び_____朝日村</p>
<p>2 構造改革特別区域の名称 桔梗ヶ原・松本ワインバレー特区</p>	<p>2 構造改革特別区域の名称 信州松本平ワイン・シードル特区</p>
<p>3 構造改革特別区域の範囲 松本市及び塩尻市並びに長野県東筑摩郡山形村及び長野県東筑摩郡朝日村の全域</p>	<p>3 構造改革特別区域の範囲 松本市_____並びに長野県東筑摩郡山形村及び_____朝日村の全域</p>
<p>4 構造改革特別区域の特性 (1) 位置と気候 松本市及び塩尻市並びに長野県東筑摩郡山形村及び長野県東筑摩郡朝日村（以下「本区域」という。）は、長野県の中央部、松本盆地に位置し、信州まつもと空港が立地するのをはじめ、長野自動車道や、北陸地方を結ぶ中部縦貫自動車道_____等が整備され、交流拠点都市としての機能も充実してきている。 また、本区域が位置する松本平は、東西 30 km、南北 70 kmに及び、長野県をほぼ南北に縦断する糸魚川静岡構造線沿いに広がる。西側には 3,000m級の日本アルプス連峰、東側には筑摩山地等が連なっており、これらの山容から流れ出す高瀬川、梓川、鎖川、奈良井川、田川、</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性 (1) 位置と気候 松本市_____並びに長野県東筑摩郡山形村及び_____朝日村（以下「本区域」という。）は、長野県の中央部、松本盆地に位置し、信州まつもと空港が立地するのをはじめ、長野自動車道や、北陸地方を結ぶ中部縦貫_____道（安房峠道路）等が整備され、交流拠点都市としての機能も充実してきている。 また、本区域が位置する松本平は、東西 30 km、南北 70 kmに及び、長野県をほぼ南北に縦断する糸魚川静岡構造線沿いに広がる。西側には 3,000m級の日本アルプス連峰、東側には筑摩山地等が連なっており、これらの山容から流れ出す高瀬川、梓川、鎖川、奈良井川、田川、</p>



文化資源、観光資源を目当てに多くの観光客が訪れている。平成期以降は車社会の浸透が普遍的になる状況の中、郊外店の進出も顕著となり、大規模な商業施設が相次いで開店した。既存の小売店が淘汰されるマイナス面はあったが、県内外から高速道路を利用しての来店があり、松本城などの有名観光地に限らず、蕎麦やおやきなどの郷土料理店、農産物直売所等への交流人口増加へもつながっている。

塩尻市は、情報機器産業などが盛んで、製造品出荷額が長野県内の自治体で1位となっているほか、ワイン産業も広く普及しており、市内に16のワイナリーが存在している。

山形村は、長野県第二の都市である松本市に隣接することから、昭和後期以降はベッドタウン化が進み、それに伴って大型商業施設や産業団地の進出が図られている。

朝日村は、恵まれた地域資源を活かした、スキー場やスケート場、キャンプ場、コテージ、ゲストハウス等の観光施設により、都市と農村との交流が図られている。

#### (4) 農業

本区域の農業は、準高冷地の優れた気候と豊かな土壌、豊富な農業用水、恵まれた自然を活かし、豊富な種類の野菜や果樹をはじめ、水稲、花き等の良質な農業生産がおこなわれている。松本市は、葉野菜類（キャベツ、はくさい等）、果菜（すいか）等のほか、りんご、ぶ

た高原野菜の栽培が、山形村は根菜類（長いも）や果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー等）、葉野菜類（レタス、キャベツ等）の栽培がいずれも盛んで、県内有数の果物、野菜の産地となっている。

また、その他の産業面では、山形村は長野県第二の都市である松本市に隣接することから、昭和後期以降はベッドタウン化が進み、それに伴って大型商業施設や産業団地の進出が図られている。朝日村は恵まれた地域資源を活かした、スキー場やスケート場、キャンプ場、コテージ、ゲストハウス等の観光施設により、都市と農村との交流が図られている。松本市は明治期からは製糸業を中心とした近代産業が勃興し、大正初年には日本銀行松本支店が開業されるなど、長野県の経済金融の中心地として栄えた。近年では、中南信の商圈の中心として大きな商業集積を形成してきており、古くからある蔵のまち中町、縄手通り等、特色ある通りと景観、野麦街道や善光寺街道沿いの宿場町等、豊かな文化資源、観光資源を目当てに多くの観光客が訪れている。平成期以降は車社会の浸透が普遍的になる状況の中、郊外店の進出も顕著となり、大規模な商業施設が相次いで開店した。既存の小売店が淘汰されるマイナス面はあったが、県内外から高速道路を利用しての来店があり、松本城などの有名観光地に限らず、蕎麦やおやきなどの郷土料理店、農産物直売所等への交流人口増加へもつながっている。

どう、なしを中心とした果樹やカーネーション、ラナンキュラスをはじめとした様々な花きの生産が、塩尻市は、レタスをはじめとする葉洋菜類や、ぶどうを中心に、りんご、なし、ももといった果樹など多品目にわたる作物生産が、山形村は、根菜類（長いも）や果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー等）、葉茎菜類（ネギ、アスパラガス等）の生産が、朝日村は、葉洋菜類（レタス、キャベツ、はくさい等）を中心とした高原野菜や「メルロー」「シャルドネ」をはじめとしたワイン用ぶどうの生産がいずれも盛んで、県内有数の果物、野菜の産地となっている。

2020年農林業センサスによると、本区域全体の経営耕地総面積に対する樹園地の割合は約51%で、長野県全体の約44%を占めている。販売を目的とした農産物の作付け状況は、りんご647ha、ぶどう427ha、もも24haとなっており、多品目にわたり生産がおこなわれ、産地化が図られ発展をしてきた。

市村別に見ると、松本市では、主にりんご、ぶどうの生産が盛んである。2020年農林業センサスによると、りんごの栽培面積は596haと県内2位であり、各農園にて直売や収穫体験のほか、オーナー制度が実施されている。ぶどうの栽培面積は166haと県内4位であり、山辺地区は長野県のぶどうの発祥地として知られ、「ナイアガラ」「デラウェア」等の生食用ぶどうの生産がおこなわれてきた。

塩尻市では、従前よりぶどう、りんご、なし、ももの生産が盛んである。2020年農林業センサスによると、ぶどうの栽培面積は254haと県内3位であり、約300軒の農家がぶどうを生産している。「ナイアガラ」と「コンコード」という品種は、100年を超える生産の歴史を持っており、中でも「コンコード」という品種は本市が国内生産量の

99%を占めており、それ以外にも生食用の大粒品種や、醸造用の欧州系品種などを幅広く生産している。りんごの栽培面積は24haであり、本市の中山間地域を中心に約80軒の農家が生産しており、高い標高での生産によって、他の産地と比較して密の多く入った果実が特徴となっている。なしの栽培面積は14haであり、「幸水」や「豊水」などの赤なしに加え、長野県南信農業試験場が品種改良した「南水」もその面積を増やしている。ももの栽培面積は7.4haであり、中生種の「あかつき」を中心に「なつっこ」「川中島白桃」「おどろき」といった様々な品種が生産され、市内にはもも専門の直売所なども存在する。

山形村は、2020年農林業センサスによると、りんごの栽培面積は27haと広く出荷量が多い。早生種「つがる」から、晩生種「ふじ」まで収穫期間が長く、長野県オリジナル品種（秋映、シナノスイート、シナノゴールド）に取り組む農家も多い。ブルーベリーの栽培面積は4.6haで、これらの圃場は30年以上前から観光農園として親しまれており、収穫時期には多くの観光客が訪れる。近隣の道の駅や農産物直売所等には年間約30tが出荷されている。ぶどうの栽培面積は2.4haであり、2021年特産果樹生産動態等調査によると、醸造用ぶどうの栽培面積は0.9ha、年間収穫量は1.4tであった。「ナイアガラ」や「デラウェア」などの生産が盛んな時期もあったが、現在は消費者ニーズが高い大粒生食品種（シャインマスカット、ナガノパープル等）や醸造用ぶどうに取り組む農家が増加している。

朝日村では、かつては生食用、加工用ともにぶどうの生産が盛んにおこなわれてきたが、現在では数件の生産者を残すのみである。その一方で、村内企業の農業参入によりワイン用ぶどう（メルロー、シャ

ルドネ、コンコード、カベルネソービニオン)が生産されており、地域の特産品として規模拡大を図っているところである。2022年特産果樹生産動態等調査によると、ぶどうの栽培面積は2.6ha、年間生産量は醸造用23.3t、生食用16.8t、果汁用1.8tであった。

以上の理由から、ぶどう、りんご、なし、もも、ブルーベリーを本区域の特産品として指定している。

#### (5) 規制の特例措置を講じる必要性

松本市では、近年、ワイン用ぶどうの生産が進んできているほか、市内の宿泊施設でワイナリーの開業やシードル製造と提供を軸とした観光資源の開拓を試みようとする新規事業者が現れるなど、

観光業との連携による交流人口の増加と地域の活性化を図ろうとする機運が盛り上がってきている。

塩尻市においては、明治期よりワイン醸造が始まり、老舗ワイナリーのほかに大手のワイナリーも集積している。平成26年に特産酒類の製造事業に係る構造改革特区の認定を受けるとともに、醸造用ぶどう生産者及びワイン醸造者の育成・確保のための「塩尻ワイン大学」を開講することで、小規模のワイナリーも増加の一途をたどり、現在

#### (4) 規制の特例措置を講じる必要性

本区域は気候風土が果樹栽培に適しており、りんご、ぶどう、なし、もも等が栽培されている。2015年農林業センサスによると、販売を目的とした農産物の作付け状況については、りんごが659ha、ぶどうが191ha、なしが31ha、ももが18ha、すいかが248haと多品目にわたり栽培がおこなわれ、産地化が図られ発展をしてきた。

松本市山辺地区は長野県のぶどう発祥地として知られ、「ナイアガラ」「デラウェア」等の生食用ぶどう栽培がおこなわれてきた。近年では、メルロー種をはじめとしたワイン用ぶどう栽培も進んできている他、市内の宿泊施設でシードル製造と提供を軸とした観光資源の開拓を試みようとする新規事業者が出現し、観光業との連携による交流人口の増加と地域の活性化を図ろうとする機運が盛り上がってきている。

では長野県内の自治体で最多の 16 のワイナリーが存在している。今後の中信地区におけるワイン産業の更なる発展を鑑みると、広域特区への移行を契機として、市内外のぶどうを利活用できるようにする必要性がある。

また、山形村では平成 26 年に構造改革特区の認定を受け、ヤマブドウを使ったワインやりんごのシードルのほか、ブルーベリーの果実酒を醸造している。平成 30 年には、「ジャパンシードルアワード 2018」にて入賞し、その品質が認められ販売量も増えている。一方、原材料の確保という観点からは、1 村という限られた区域では制約があることから、広域特区へ移行することで、安定的に確保できる環境を整える必要性がある。

朝日村では、ドライフラワーの製造販売をおこなう村内企業が

自社生産したぶどうを原料にワインを委託製造し、販売している。今後さらにワイン用ぶどうの生産規模を拡大し、将来はドライフラワー製造工場にワイナリーや体験施設を併設することで、6 次産業化を通じた産業振興を図る計画である。

このように本区域ではぶどう、りんごをはじめとする多品目の果実を用いて、ワイナリーを開設し果実酒の製造をおこなう取組への機運が高まっており、今後賛同者がさらに増えることが見込まれている。隣接する桔梗ヶ原ワインバレー特区と信州松本平ワイン・シードル特区の統合により、特区内の他市村の圃場で生産された特産物も原

また、山形村では平成 26 年に構造改革特区の認定を受け、ヤマブドウを使ったワインやりんごのシードルを醸造している。平成 30 年には、「ジャパンシードルアワード 2018」にて入賞し、その品質が認められ販売量も増えている。一方、原材料の確保という観点からは、1 村という限られた区域では制約があることから、広域特区へ移行することで、安定的に確保できる環境を整える必要性がある。近年はブルーベリーの観光農園も増加しており、道の駅や農産物直売所等に約 30 t の出荷をおこなっている。

朝日村でも、昔から生食用、加工用ともにぶどう栽培が盛んにおこなわれてきたが、近年では生産者が減少傾向にある。その一方で、村内企業の農業参入によりワイン用ぶどう（メルロー、シャルドネ、コンコード、カベルネソービニオン）の栽培が本格化しつつあり、自社栽培したぶどうを原料にワインを委託製造し、販売している。今後さらにワイン用ぶどうの栽培規模を拡大し、将来は本業のドライフラワー販売に加え、ワイナリーや体験施設を併設することで、6 次産業化を通じた産業振興を図る計画である。

このように本区域ではぶどう、りんごをはじめとする多品目の果実を用いて、ワイナリーを開設し果実酒の製造を行う取組みへの機運が高まっており、今後賛同者がさらに増えることが見込まれることから、ワイナリー経営に向けた環境整備への支援が必要となっている。

料として使用することができるようになり、原料を調達するエリアが広がることで、ワイン製造の参入を促進するほか、地域の特産物を用いた果実酒の提供、販売が拡大し、地域特産物の消費・利用拡大、関連産業の雇用創出等、地域全体の活性化につながる。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

本区域の農業は、県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業、県営畑地帯総合整備事業等の実施や関連事業による農業生産基盤の整備により、

耕作農地の規模拡大が図られてきている一方、農業生産条件の不利な中山間地域も多く、担い手の高齢化、後継者不足等により遊休荒廃農地も増加しており、再活用の促進・農地の集積・特産品の発掘等、農地利用を踏まえた遊休荒廃農地の縮減が課題となっている。

このような状況の中、本区域内の市村では6次産業化の推進、地産地消の推進、新規就農者の支援、遊休荒廃農地対策等の農業施策を進めている中で、ワイン用ぶどう生産による複合経営を目指す生産者や新たに参入を希望する事業者が現れるなど、より付加価値の高い農業を目指した新たな動きが起こりつつある。

本特例措置の活用により、これら生産者等によるワイン等製造への参入を促し、遊休荒廃農地の解消やワイン産業の担い手育成確保だけではなく、ワイン用ぶどう等の生産振興の観点からも本区域における持続可能な農業の発展が見込まれる。また、本区域内の大手ワイナリーでは梅酒やりんご酒を中心としたリキュールや、ぶどう以外の果実を用いた果実酒製造もおこなわれていることから、これらの振興も並行して実施することにより、より広範囲の顧客をつかむとともに

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

本区域の農業は、ほ場整備等の土壌基盤の整備や農業構造改革事業等の実施により、

耕作農地の規模拡大が図られてきている一方、農業生産条件の不利な中山間地域も多く、担い手の高齢化、後継者不足等により遊休荒廃農地も増加しており、再活用の促進・農地の集積・特産品の発掘等、農地利用を踏まえた遊休荒廃農地の縮減が課題となっている。

このような状況の中、本区域内の市村では6次産業化の推進、地産地消の推進、新規就農者の支援、遊休荒廃農地対策等の農業施策を進めている中で、ワイン用ぶどう栽培による複合経営を目指す生産者が現れるとともに、新たに参入を希望する事業者が出現するなど、より付加価値の高い農業を目指した新たな動きが起こりつつある。

規制の特例措置の活用により、これら生産者等によるワイン等製造への参入を促すとともに、

ワイン用ぶどう等の生産振興の観点からも本区域の農業の発展が見込まれる。

に、特区活用ワイナリーの経営多角化や、多品種生産による生態系サービスへの負荷の低下など、環境や経営等の多様な外的リスクへの対処が期待できる。

したがって、中心市街地及びその近郊へのワイナリー設置を図ることは、区域全体の産業の活性化につながることを期待でき、本区域の新たな観光資源の構築とワインツーリズムによる交流人口と新規就農者の増加を図る上で、本特例の活用は極めて大きい意義がある。

さらに、4市村でワインの産業振興や官民連携によるPRの推進等を目的とした協議会を設立し、行政とワイナリーが連携し一体となってワインを基軸とした地方創生や、長野県が推進する「信州ワインバレー構想」と協調することにより、産地としての知名度・ブランド力の向上や地域の活性化のみならず、長野県全体のワイン産業の拡大とワインツーリズムによる交流人口増加等の相乗効果が図れることから、特区の広域化が必要と考える。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することで、地域で生産されるぶどう、りんご等の特産物を用いた果実酒の製造をおこなう。

これにより、特産酒類の原料となる果実等の生産拡大、高付加価値化が農業所得の向上をもたらし、農業に新たな魅力が加わることで、遊休荒廃農地の縮減や新たな担い手の確保につながる展開を推進する。また、特色ある小規模ワイナリーが区域内に点在することで、観光業だけでなく、商工業を含めた多様な交流・連携を呼び起こし、交流人口・定住人口の増加や地域活性化につなげる。

また、中心市街地及びその近郊へのワイナリー設置を図ることは、区域全体の産業の活性化につながることを期待でき、本区域の新たな観光資源の構築とワインツーリズムによる交流人口と新規就農者の増加を図る上で、本特例の活用は極めて大きい意義をはたすものとする。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、地域で生産されるぶどう、りんご等の特産物を用いた果実酒の製造をおこなう。

これにより、特産酒類の原料となる果実等の生産拡大、高付加価値化が農業所得の向上をもたらし、農業に新たな魅力が加わることで、遊休荒廃農地の縮減や新たな担い手の確保につながる展開を推進する。また、特色ある小規模ワイナリーが区域内に点在することで、観光業だけでなく、商工業を含めた多様な交流・連携を呼び起こし、交流人口・定住人口の増加や地域活性化につなげる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域の特産物を用いた果実酒の提供、販売が拡大することで、地域特産物の消費、利用拡大、交流人口の増加等、地域全体の活性化につながることが期待できる。

また、長野県が推進する「信州ワインバレー構想」においては、本区域は「桔梗ヶ原ワインバレー」及び「日本アルプスワインバレー」として振興エリアに位置付けられており、特区を活用したワイナリーが県事業と一体となり、長野県全体のワイン産業の拡大とワインツーリズムの広域化による交流人口の増加等の相乗効果が期待できる。

(1) 認知度及びブランド力の向上

本特例措置を活用して果実酒を製造する小規模なワイナリーにとって、本区域内の市村が共同で多角的な販売拡大の情報発信をおこなうことは、市村個々でおこなうよりも効果的であると考えられる。

また、ワイナリー同士が連携することにより、特徴的なワイナリーが集積する区域として認知されることで、ワイン関連産業のみならず、区域全体のブランド力が強化され、地域経済全体の底上げと活性化につながることができる。更に、将来的には国内だけでなくワインの海外輸出にもつながることが期待できる。

(2) 産地構造の変革と地域農業の振興

ワイン用ぶどう生産による新たな経営形態の導入、省力化及びコスト低減による栽培面積の拡大が可能となり、生食用ぶどう生産に係る経営の多角化、複合経営による経営安定につながることが期待でき

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域の特産物を用いた果実酒の提供、販売が拡大することで、地域特産物の消費、利用拡大、交流人口の増加等、地域全体の活性化につながることが期待できる。

また、長野県が推進する「信州ワインバレー構想」においては、本区域は\_\_\_\_\_「日本アルプスワインバレー」として振興エリアに位置付けられており、特区を活用したワイナリーが県事業と一体となり、長野県全体のワイン産業の拡大とワインツーリズムの広域化による交流人口の増加等の相乗効果が期待できる。

(1) 認知度及びブランド力の向上

\_\_特例措置を活用して果実酒を製造する小規模なワイナリーにとって、本区域内の市村が共同で多角的な販売拡大の情報発信を行う\_\_ことは、市村個々でおこなうよりも効果的であると考えられる。

また、ワイナリー同士が連携することにより、特徴的なワイナリーが集積する区域として認知されることで、ワイン関連産業のみならず、区域全体のブランド力が強化され、地域経済全体の底上げと活性化につながることができる。更に、将来的には国内だけでなくワインの海外輸出にもつながることが期待できる。

(2) 産地構造の変革と地域農業の振興

ワイン用ぶどう栽培による新たな経営形態の導入、省力化及びコスト低減による栽培面積の拡大が可能となり、生食用ぶどう生産との経営の多角化、複合経営による経営安定につながることが期待でき

る。また、労働集約型の生食用ぶどう生産からワイン用ぶどう生産への移行は、担い手確保や後継者不足に伴う遊休荒廃農地の縮減、新規就農者の確保にも寄与することが期待できる。

### (3) 交流人口の拡大

本区域内にワイナリーの設置が進むことで、酒類の製造や提供を伴う 新たな農業体験や地場産品メニューの開発による誘客をおこなうことができる。

ワインツーリズムをはじめとした、ワイン用ぶどう農場の見学や収穫・醸造体験プログラム等、新たな観光資源が構築されることにより本区域内の回遊性が高まり、交流人口の増加と地域活性化に寄与することが期待できる。

### (4) 地域内産業連関の活性化

本区域内にワイナリーが点在することで、生産、醸造、流通、販売、観光等、多様な業種間の交流連携を呼び起こし、産業の活性化が地域経済全体の底上げや定住人口の増加に寄与することが期待できる。

### (5) 信州ワインバレー構想との関係

長野県が推進する「信州ワインバレー構想」は、近年の長野県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策として位置づけ、県内を5つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参入者の育成からワイン用ぶどうの生産、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。

る。また、労力集約型の生食用ぶどう栽培からワイン用ぶどう栽培への移行は、担い手確保や後継者不足に伴う遊休荒廃農地の縮減、新規就農者の確保にも寄与することが期待できる。

### (3) 交流人口の拡大

本区域内にワイナリーの設置が進むことで、酒類の製造や提供をおこなうことによる 新たな農業体験や地場産品メニューの開発による誘客をおこなうことができる。

ワインツーリズムをはじめとした、ワイン用ぶどう農場の見学や収穫・醸造体験プログラム等、新たな観光資源が構築されることにより本区域内の回遊性が高まり、交流人口の増加と地域活性化に寄与することが期待できる。

### (4) 地域内産業連関の活性化

本区域内にワイナリーが点在することで、生産、醸造、流通、販売、観光等、多様な業種間の交流連携を呼び起こし、産業の活性化が地域経済全体の底上げや定住人口の増加に寄与することが期待できる。

### (5) 信州ワインバレー構想との関係

長野県が推進する「信州ワインバレー構想」は、近年の長野県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策として位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参入者の育成からワイン用ぶどう 栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。

本区域は「桔梗ヶ原ワインバレー」及び「日本アルプスワインバレー」として振興エリアに位置付けられており、本計画では、この構想に協調し、連携を図るとともに地域の個性を活かした特色ある地域ブランドの発信とワイン産業の拡大を図る。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
特産酒類製造事業者数	8 件	9 件	10 件
特産酒類製造量	25k1	28 k1	30 k1

8 特定事業の名称

7 0 9 ( 7 1 0、7 1 1) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

(別紙)

1 特定事業の名称

7 0 9 ( 7 1 0、7 1 1) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域において生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、なし、もも、ブルーベリー \_\_\_\_\_)又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。)を原料とした

本区域は \_\_\_\_\_ 「日本アルプスワインバレー \_\_\_\_\_」として振興エリアに位置付けられており、本計画では、この構想に協調し、連携を図るとともに地域の個性を活かした特色ある地域ブランドの発信とワイン産業の拡大を図る。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
特産酒類製造事業者数	1 件	3 件	4 件
特産酒類製造量	4 k1	8 k1	10 k1

8 特定事業の名称

7 0 9 ( 7 1 0、7 1 1) 特産酒類の製造事業 \_\_\_\_\_

(別紙)

1 特定事業の名称

7 0 9 ( 7 1 0、7 1 1) 特産酒類の製造事業 \_\_\_\_\_

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域において生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、なし、もも、ブルーベリー、プルーン、すもも、いちご、スイカ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。 \_\_\_\_\_)を原料とした

<p>果実酒を製造しようとする者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者</p> <p>(2) 事業がおこなわれる区域 松本市及び塩尻市並びに長野県東筑摩郡山形村及び長野県東筑摩郡朝日村の全域</p> <p>(3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、<u>構造改革特別区域内において特産物</u> _____ _____ _____を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、<u>_____特産物</u> _____ _____</p>	<p>果実酒を製造しようとする者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者</p> <p>(2) 事業がおこなわれる区域 松本市_____並びに長野県東筑摩郡山形村及び_____朝日村の全域</p> <p>(3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、<u>地域の_____特産物として指定された農産物（ぶどう、りんご、なし、もも、ブルーベリー、プルーン、すもも、いちご、スイカ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）</u>を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、<u>本区域内の市村によりそれぞれ当該地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、りんご、なし、もも、ブルーベリー、プルーン、すもも、いちご、スイカ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

\_\_\_\_\_を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、特産酒類の原料となる果実等の生産拡大、高付加価値化が\_\_農家所得の向上をもたらし、農業に新たな魅力が加わることで、遊休荒廃農地の縮減等、地域農業の振興が図られるとともに、小規模ワイナリーが区域内に点在することで、観光業だけでなく、商工業を含めた多様な交流連携を呼び起こし、交流人口・定住人口の増加や地域の活性化が期待できる。

なお、当該特例措置\_\_\_\_\_により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象となることから、本区域内の各市村は、共同又は単独で無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないように、指導をおこなうこととする。\_\_\_\_\_

限る。)を原料とした果実酒を製造\_\_\_\_\_する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、特産酒類の原料となる果実等の生産拡大、高付加価値化が、\_\_農家所得の向上をもたらし、農業に新たな魅力が加わることで、遊休荒廃農地の縮減等、地域農業の振興が図られるとともに、小規模ワイナリーが区域内に点在することで、観光業だけでなく、商工業を含めた多様な交流連携を呼び起こし、交流人口・定住人口の増加や地域の活性化が期待できる。

なお、当該特定\_\_\_\_\_事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒類の納税義務者として必要な申告\_\_納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や\_\_調査の対象とされる。

本区域内の各市村は、共同又は単独で無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないように、指導及び支援を行う。\_\_\_\_\_